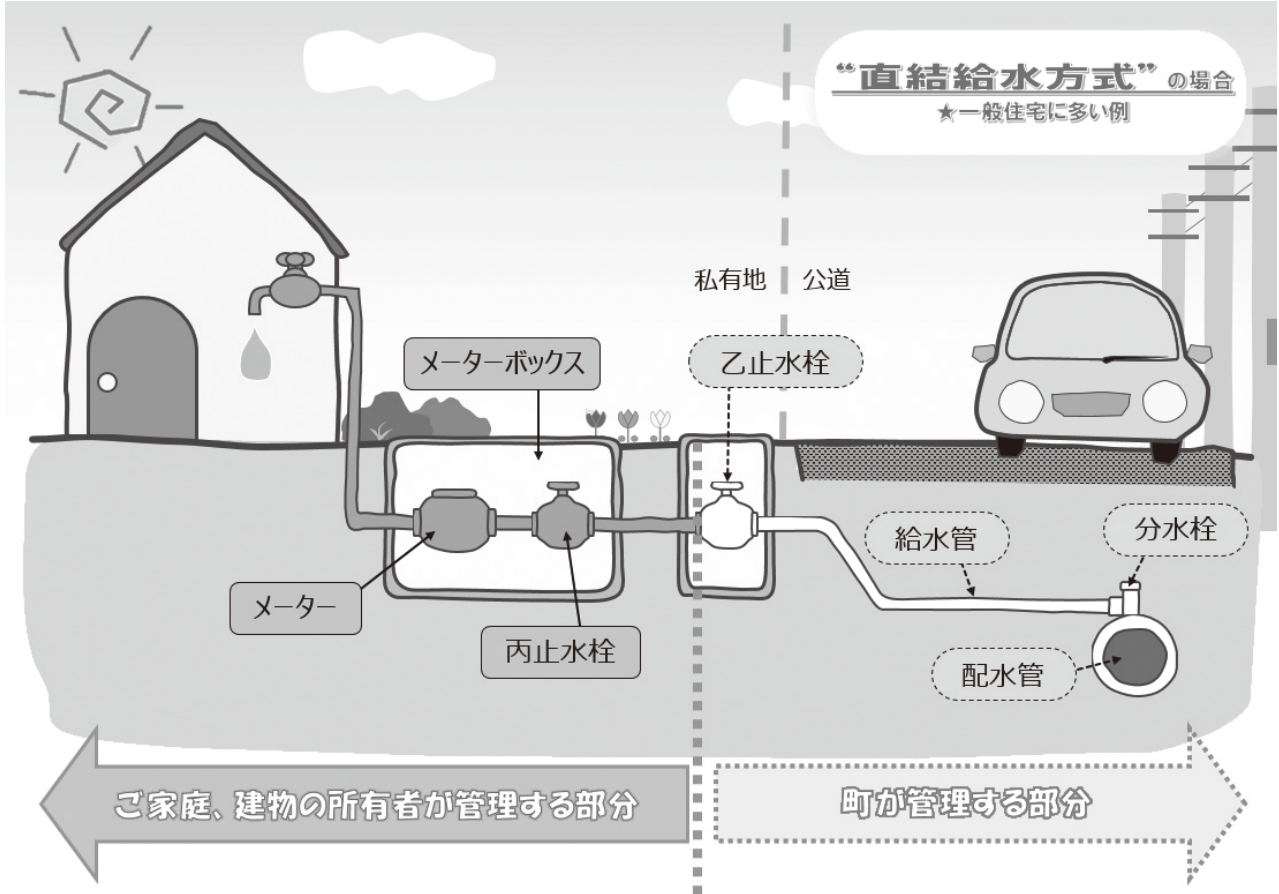


「猫に関するお知らせ」野良猫が増えてしまうと近所トラブルの原因になるほか、交通事故など猫自身にもリスクがあります。

給水装置はお客様の財産(所有物)です

公道に埋設されている配水管(イラスト右下)は町の所有物ですが、配水管から分かれた給水管や止水栓、蛇口などの「給水装置」はお客様の所有物となります。

道路の地下にある、お客様の給水管から「道路から1m以内に設置する」としてある乙止水栓までは町が管理しますが、その他の給水装置はお客様に管理していただく部分となり、水漏れなどで修繕が必要な場合は、お客様のご負担になりますので適切な管理をお願いします。



※メーターは町が貸出をしているものです。

上三川町上水道パンフレット▶



(町ホームページ)

▶問い合わせ先=上下水道課 上水道業務係 ☎0285(56)9168

日産EVは時代の真ん中へ。

NISSAN 栃木日産 上三川店 TEL 0285-56-7723

広告

相続対策【遺言・遺産承継】 認知症対策【後見・家族信託】
無料・出張相談にも応じます。



司法書士
ゆい総合法務事務所

河内郡上三川町しらさぎ1-25-7 TEL:0285-37-9742 上三川司法書士

広告

水道管の凍結にご注意ください

気温が氷点下になると、蛇口や水道管が凍結によって水が出なくなったり、破裂して水が噴き出したりする恐れがあります。気象情報に注意し凍結対策をしておきましょう。

対策方法などは、町のホームページに掲載していますのでご確認ください。



▼水道管の凍結にご注意ください



(町ホームページ)

▶問い合わせ先＝上下水道課 上水道業務係 ☎0285(56)9168

児童扶養手当制度について

児童扶養手当とは？

父母の離婚や死亡などにより、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育されているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当額(月額)は？

受給資格者(父または母等)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

○子ども1人の場合

全部支給：45,500円

一部支給：45,490円～10,740円

○子ども2人目以降の加算額(1人につき)

全部支給：10,750円

一部支給：10,740円～5,380円

手当を受給するためには？

町への申請が必要となりますので、支給要件に該当する方は、下記へお問い合わせください。

手当は、申請の翌月分から支給開始となります。

▶問い合わせ先＝子ども家庭課 相談支援係 ☎0285(56)9137



空家でお困りですか？



大切なおうちが
「負の資産」になる前に！

とちみらが買取・仲介いたします！

家が建ったままでも
売れるのかな…？

空家の管理が大変で…

家具や荷物は
処分しないといけないの？

まずは無料相談！

【ノーブルホーム】
のグループ会社

とちぎ未来開発(株) 〒321-0925 宇都宮市東築瀬 1-5-10 ☎028-612-5687



広告